

麻疹及び風疹定期予防接種新制度の概要(平成18年4月1日施行)

- 1) 麻疹風疹の定期接種には「麻疹風疹混合ワクチン」のみを使用する
- 2) 麻疹風疹の定期接種には麻疹風疹混合ワクチンの「二回接種制」を導入する。
 一期目の接種期間は「月齢12-23ヶ月」、二期目の接種期間は「入学前1年間」(月齢でいうと、生まれ月によって60か月から83か月の間の12ヶ月間)とする
- 3) 麻疹風疹混合ワクチンの二期目(入学前)の接種を受けることのできる者は、原則として一期目で麻疹風疹混合ワクチンを受けた者(すなわち新制度下で一期目の接種を受けた者)のみ。(ただし、「麻疹単剤、風疹単剤のどちらも未接種」かつ「麻疹・風疹のどちらも未罹患」の者は可)
- 4) 「麻疹または風疹の既罹患者」および「麻疹単剤または風疹単剤のどちらかを既接種の者」の場合は、麻疹または風疹の単味ワクチンのうち適当な方を、自治体公費負担の任意接種として接種できるように自治体の措置を通知で要請済み。

出生年度別接種対応表

西暦年	12.4.1	13.4.1	14.4.1	15.4.1	16.4.1	17.4.1	18.4.1	19.4.1	20.4.1	21.4.1	22.4.1	23.4.1	24.4.1	25.4.1	26.4.1
平成年度															
生年月日															
12.4.2-13.4.1															
13.4.2-14.4.1															
14.4.2-15.4.1															
15.4.2-16.4.1															
16.4.2-17.4.1															
17.4.2-18.4.1															
18.4.2-19.4.1															

現行制度(麻疹単剤、風疹単剤)での接種可能期間

新制度下での第1期接種の可能期間(個々の被接種者の接種期間は月齢12-23ヶ月の一年間のみであることに注意のこと)

新制度下での第2期接種の可能期間(原則として一期目で混合ワクチンを受けた者が対象)

「旧制度下で麻疹単剤、風疹単剤のどちらも未接種」であり、かつ「麻疹・風疹のどちらも未罹患」の者のみ混合ワクチンを接種可能

旧制度の漏れ者(「麻疹単剤、風疹単剤のどちらも未接種」で「麻疹・風疹のどちらも未罹患」の者のみ入学前一年間に混合ワクチン接種可